

## 無解約返戻金型収入保障保険

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。  
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

**0120-521-513**

【受付時間】 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

**ご検討・お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご確認ください。**

募集人がお客さまより現金や小切手をお預かりすることや、エヌエヌ生命名義以外の口座(代理店名義口座、募集人名義の個人口座等)をご案内することは禁止しています。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

## エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1  
ニューオータニガーデンコート26F  
TEL.03-5210-0300  
<https://www.nnlife.co.jp>



## 収入保障保険

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)



# 収入保障保険

## 契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

この商品はどんな保険なんだろう?

商品名は → P2-① 保険商品の名称  
 簡単に言うと → P2-② 保険商品の特徴  
 ご契約のイメージは → P2-③ しきみ図  
 年金月額などの取扱いは → P3-④ 契約内容

こちらをご覧ください。

どんなときに年金がもらえるの? → P3-⑤ 年金の支払事由

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき? → P3-⑥ 保険料の払込免除

生命保険には配当金があるんだよね?

この保険は無配当です。 → P3-⑦ 配当金

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。

この保険には解約返戻金がありません。 → P3-⑧ 解約返戻金

どんな特約があるのかな?

→ P4-⑨ 適用できる特則・付加できる主な特約

次のマークのある項目は、この契約概要以外もあわせてご確認ください。

しおり = ご契約のしおり  
 申込書 = 申込書

「当社」はエヌエヌ生命を指します。

## 1 保険商品の名称

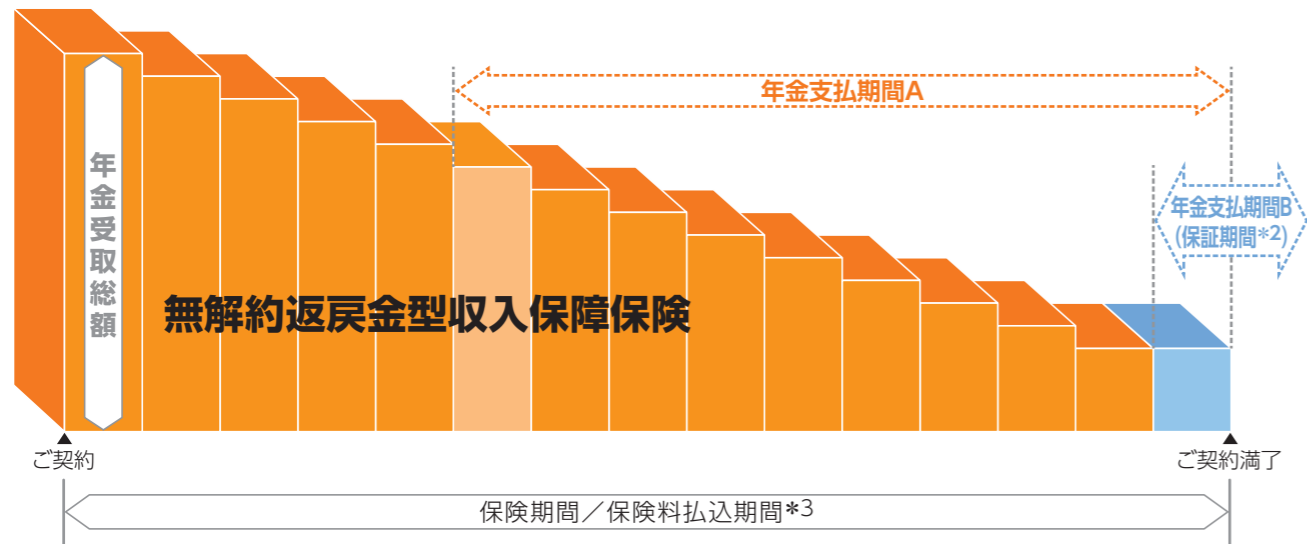
無解約返戻金型収入保障保険

## 2 保険商品の特徴

一定期間の万一(死亡・高度障害状態)のときの保障を毎月の年金で確保できる、解約返戻金・満期保険金のない商品です。なお、保険期間の経過に応じて保障額が減少していくので、その分保険料が割安となっています。

## 3 しきみ図

- 第1回年金支払日\*1以後、保険期間満了日までを「年金支払期間」(年金支払期間A)とします。
- 「年金支払期間」が保証期間\*2に満たない場合は、第1回年金支払日\*1以後保証期間を経過する日までを年金支払期間(年金支払期間B)とします。なお、保証期間\*2は年金の支払いを保証する期間のことをいいます。



- \*1 第1回年金支払日とは、第1回年金の支払事由に該当した日をいいます。
- \*2 保険料通減払込方式に関する特則を適用した場合、保証期間はありません。
- \*3 年金支払期間中は、保険料のお払込みは不要です。

契約内容、保証期間については **P3-契約概要④「契約内容」**

保険料通減払込方式に関する特則については

**P5-契約概要⑩「保険料通減払込方式に関する特則について」** をご確認ください。

## 4 契約内容

	平準払*1	通減払*2
契約年齢	15歳～75歳	
保証期間	2年	0年
保険期間/保険料払込期間	5年～35年満了	
年金月額	10万円～(単位:1万円)*3	
保険料払込方法	年払、半年払、月払	
保険料払込経路	口座振替扱、振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱	

- \*1 保険料が保険料払込期間を通じて一定です。保険料は3,000円を下回ることはできません。(特約保険料を含みます。払込回数および払込経路を問いません。)
  - \*2 保険料通減払込方式に関する特則を適用した場合、保険料が毎年減少していきます。最終保険年度の保険料は2,000円を下回ることはできません。(特約保険料を含みます。払込回数および払込経路を問いません。)
  - \*3 年金月額の上限は、ご契約時の年金現価に換算して9億円とします。また、ご契約時の年金現価は保険期間により異なります。
- ※年金月額、契約年齢により診査が必要です。  
※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

お申込みの際は、この「**契約概要**」と具体的な契約内容が記載されている「**申込書**」にて、契約内容を必ずご確認ください。

## 5 年金の支払事由

年金	支払事由	
収入保障・高度障害年金	第1回	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
	第2回以降	第1回年金支払日の月単位の応当日が到来したとき

- ※未払年金現価の一括受取りも可能です。全部を一括受取りしたときは、ご契約は消滅します。
- ※収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。

**P10-注意喚起情報④「保険金などのお支払いができない場合」** もあわせてご確認ください。

## 6 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の障害状態に該当したときは免除しません。

## 7 配当金

この保険に配当金はありません。

## 8 解約返戻金

保険期間を通じて解約返戻金はありません。



## 9 適用できる特則・付加できる主な特約

### ▼適用できる特則

名称	特徴
保険料逡減払込方式に関する特則	保険料が、契約後2年目から毎年所定の割合で減少し、最終保険年度の保険料は初年度の保険料の20%相当額となります。
特定疾病保険料払込免除特則	特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

保険料逡減払込方式に関する特則を適用される方は

**P5-契約概要 ⑩「保険料逡減払込方式に関する特則について」**

特定疾病保険料払込免除特則を適用される方は

**P5-契約概要 ⑪「特定疾病保険料払込免除特則について」** もあわせてご確認ください。

### ▼付加できる主な特約

#### ○保障を充実させる特約

名称	保険金	支払事由
災害割増特約	災害死亡・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故による傷害や所定の感染症により、特約の保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき

※不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に死亡・高度障害状態に該当したときに限ります。  
 ※災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

**P10-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」** もあわせてご確認ください。

#### ○その他の特約

名称	特徴
健康体料率適用特約	健康状態その他が当社の定める基準に該当する場合、主契約の保険料が割引になります。
優良体料率適用特約	健康状態・喫煙状況その他が当社の定める基準に該当する場合、主契約の保険料が割引になります。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

## 10 保険料逡減払込方式に関する特則について

○この特則を適用すると、保険料が、契約後2年目から毎年所定の割合で減少し、最終保険年度の保険料は初年度保険料の20%相当額\*となります。

\*初年度保険料・経過年数などにより、20%より少なくなるまたは多くなる場合があります。

○契約後2年目以降の保険料は下記計算式により算出します。  
 初年度保険料×{1-保険料が逡減する割合\*1×(経過年数\*2-1)}

\*1 保険料が逡減する割合=0.8×1/(保険期間-1) (小数点第4位以下の端数は切り捨て)

\*2 経過年数とは、第1保険年度を1年とし、以降第2保険年度を2年、第3保険年度を3年と数えます。

※実際の保険料は端数処理をしていますので、上記計算結果と異なる場合があります。

### 【保険料推移イメージ】

男性・50歳 保険期間/保険料払込期間:10年満了 年金額:90万円 保険料払込方法:月払(口座振替扱)

保険年度	逡減払(保証期間:0年)		平準払(保証期間:2年)	
	月払保険料	保険料累計額	月払保険料	保険料累計額
1年	33,840円	406,080円	21,870円	262,440円
3年	27,900円	1,111,320円	21,870円	787,320円
5年	21,960円	1,674,000円	21,870円	1,312,200円
7年	16,020円	2,094,120円	21,870円	1,837,080円
10年	7,020円	2,453,760円	21,870円	2,624,400円

※具体的な保険料推移は設計書をご確認ください。

○この特則は、ご契約時のみ適用できます。また、この特則のみの解約はできません。

○災害割増特約を付加した場合、その特約保険料は逡減しません。

○この特則を適用した場合、年金のお支払いには保証期間がありません。

## 11 特定疾病保険料払込免除特則について

○この特則を適用すると、特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	免除事由
悪性新生物(ガン)*	悪性新生物責任開始日前にガンと診断確定されることがなく、悪性新生物責任開始日以後に初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を直接の原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などはできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を直接の原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

\*「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。

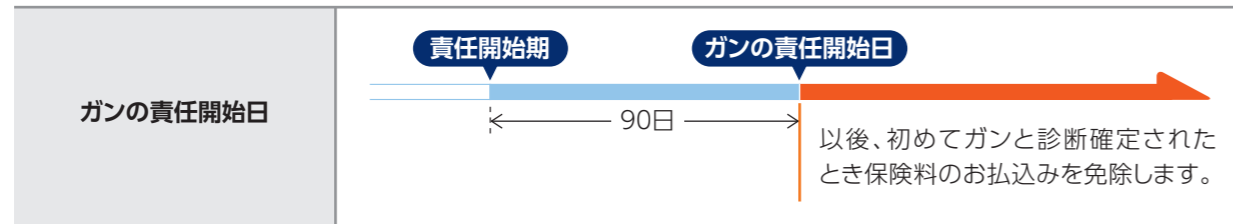
○この特則は、ご契約時のみ適用できます。また、この特則のみの解約はできません。

○この特則を適用した場合、災害割増特約、新特別条件特約を付加することはできません。

○この特則を適用した場合、保険料はこの特則を適用しない場合に比べ高くなります。

▼悪性新生物責任開始日(ガンの責任開始日)について

ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。ガンの責任開始日について図示すると次のとおりとなります。



責任開始期については **P9-注意喚起情報③「責任開始期」** もあわせてご確認ください。

▼ガンによる保険料の払込免除について

責任開始期、ガンの責任開始日、ガンの診断確定日と保険料のお払込みの関係を事例で図示すると次のとおりとなります。



※保険料のお払込みの免除事由については「**ご契約のしおり・約款**」もあわせてご確認ください。

年金の支払事由である「**所定の高度障害状態**」や保険料の払込免除事由である「**所定の障害状態**」、**特約・特約**など、各種取扱いについて、詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

収入保障保険

注意喚起情報

○「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特にご注意ください事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

○「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



次のマークのある項目は、この注意喚起情報以外もあわせてご確認ください。

しおり = ご契約のしおり

「当社」はエヌエヌ生命を指します。

① クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除) しおり

○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お払込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、ご契約のしおり「**クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について**」をご確認ください。

## 2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え（告知）ください。

### ▼告知受領権

当社の生命保険募集人（代理店を含む）には告知を受ける権限（告知受領権）はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にてお答えいただいたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

### ▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

### ▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。（「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。）

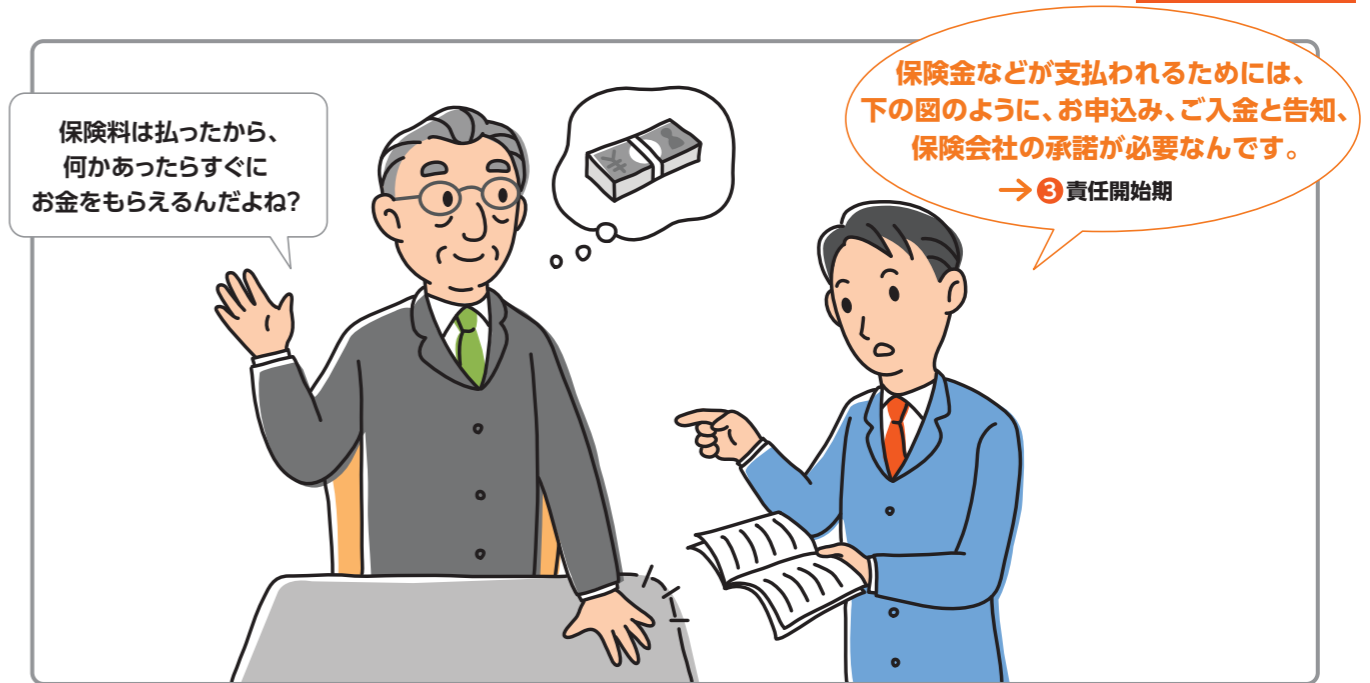
### ▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は最終の復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 責任開始日または最終の復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。（「解除原因となった事実」との因果関係によります。）
- ご契約を解除したときは、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

### ▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

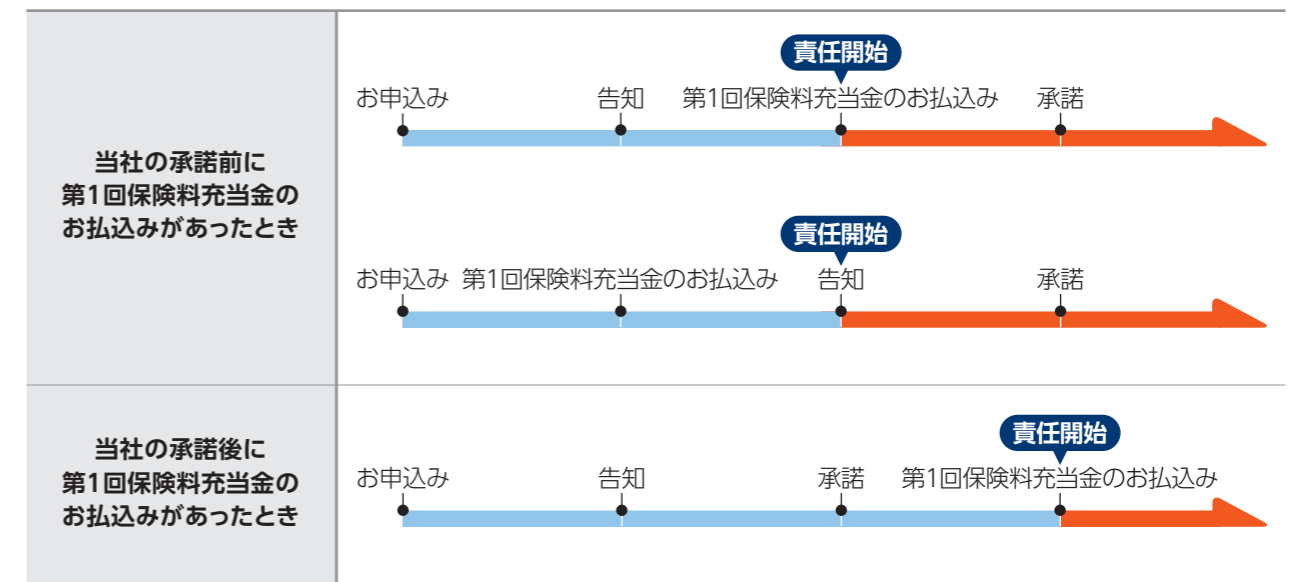
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※ご契約の申込・告知は、ご自身で内容をご確認のうえ、お手続きください。



## 3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾し、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



特定疾病保険料払込免除特則を適用される方は

P5-契約概要①「特定疾病保険料払込免除特則について」もあわせてご確認ください。

### ▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立します。





#### 4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

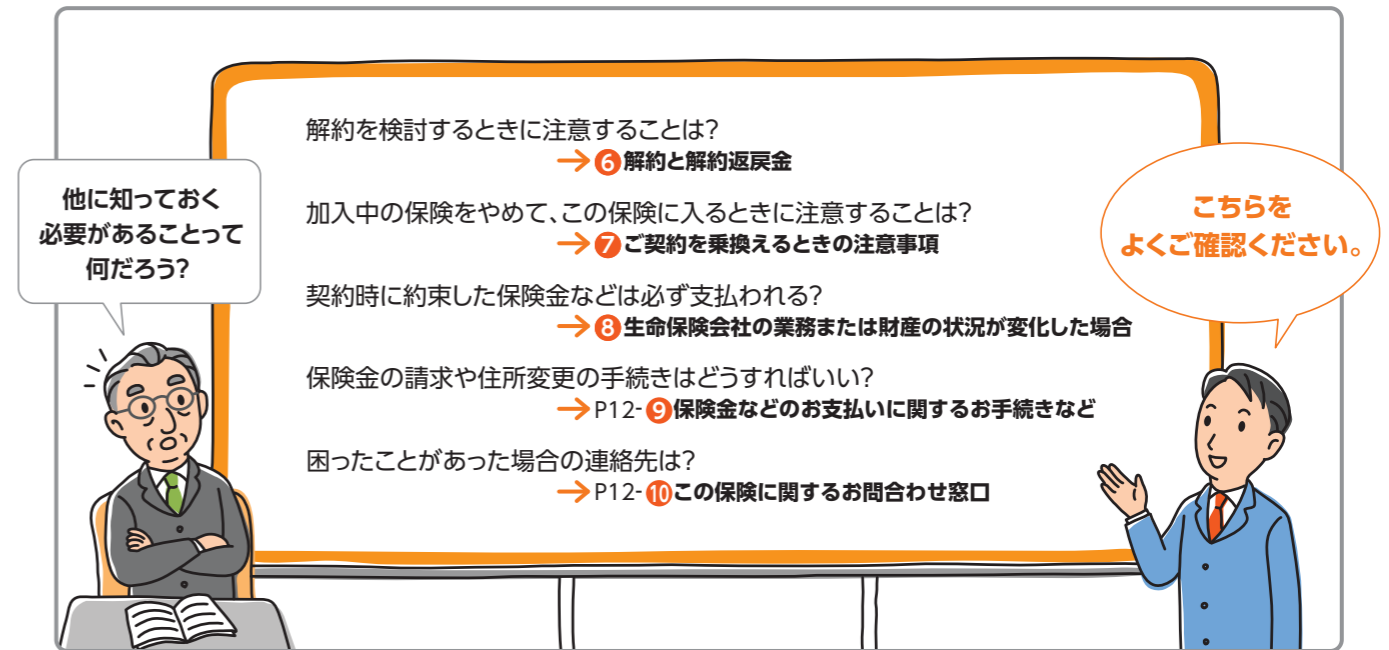
次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合  
(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

#### 5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないときのために、猶予期間を設けています。
  - この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
  - 失効して**3年以内**(新特別条件特約が付加されている場合は**2年以内**)であれば、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
  - 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



#### 6 解約と解約返戻金

この保険には**解約返戻金はありません**。そのため、次のような場合でも解約返戻金はお支払いしません。

- ・ご契約を解約、減額した場合
- ・ご契約が失効した場合
- ・告知義務違反または重大事由により、ご契約が解除された場合

#### 7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる**ときは、多くの場合、**解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります**。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります**。
- 「新たにご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、**新たにご契約に際しての行為が対象となります**。

#### 8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります**。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構  
TEL.03-3286-2820  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 保険金などのお支払いに関する手続きなど

○支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>

○お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。

- ・保険金などの支払事由が生じた場合
- ・お支払いの可能性があると思う場合
- ・ご不明な点が生じた場合など

○契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

### ▼指定代理請求

○被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

○指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、**ご契約のしおり「指定代理請求特約」**をご確認ください。

### ▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

## 10 この保険に関するお問い合わせ窓口

○お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

**0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

○指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。

生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、  
必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。